

議第3号

高山市行政組織条例の一部を改正する条例について

高山市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月26日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

行政組織の見直しを行うため改正しようとする。

高山市行政組織条例の一部を改正する条例

高山市行政組織条例（昭和56年高山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市に次の部を置く。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9)～(13)</u> (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 農政部</p> <p>ア <u>農業、林業、畜産及び水産業に関すること。</u></p> <p>イ <u>森林保全に関すること。</u></p> <p><u>(9)～(13)</u> (略)</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市に次の部を置く。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 林政部</u></p> <p><u>(10)～(14)</u> (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 農政部</p> <p>ア <u>農業及び水産業に関すること。</u></p> <p>イ <u>畜産業に関すること。</u></p> <p><u>(9) 林政部</u></p> <p>ア <u>林業に関すること。</u></p> <p>イ <u>森林保全に関すること。</u></p> <p><u>(10)～(14)</u> (略)</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。